## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年10月30日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

| ١ | ۱O. | 号機等              | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|---|-----|------------------|--|------|----|
|   | 1   | 3 <del>号</del> 機 | 中央制御室に設置されている緊急時対応情報システム用計算機サーバ(二重系)のうちサーバ2において通信障害の発生が認められたため、当該サーバを点検・修理。(緊急時対応情報システムは、健全側(計算機サーバ1)にて監視中。) | GⅢ   |    |